

- の場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ないもの  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による  
提出期限 平成15年11月27日（木）午後5時  
（郵送の場合は提出期限までに必着）  
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。  
(1) 個人の場合 印鑑証明書  
(2) 法人の場合 印鑑証明書  
(3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書
- 10 その他  
(1) 契約締結期限 平成15年12月8日（月）  
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館2階 熊本県総務部管財課  
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ入札するものとする。  
(5) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話 096-383-1111 内線 3308）

### 登載依頼

#### くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会公告第2号

くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会・条例改正専門委員会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおりです。

平成15年11月17日

くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会  
条例改正専門委員会委員長

石橋敏郎

- 1 開催日時  
平成15年11月19日（水）  
午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本市東町四丁目11-1  
熊本県健康センター大研修室
- 3 議題  
高齢者や障害者にやさしいまちづくり条例改正の基本方針策定について
- 4 傍聴者の定員  
20人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、開催場所において受付の上、くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会事務局の指示に従い、会議の会場に入室できます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会事務局

(熊本県健康福祉部福祉のまちづくり課やさしいまちづくり班)  
(電話 096-381-1111 内線 7026)  
(ファックス 096-387-5992)